

沖縄県避難住民（要配慮者）受入れ体制の構築に向けた搬送計画検討業務委託仕様書

1. 件名

沖縄県避難住民（要配慮者）受入れ体制の構築に向けた搬送計画検討業務委託

2. 目的

令和8年度に実施予定の国、沖縄県、九州・山口各県との共同実動・図上訓練に向け、沖縄県からの避難住民受入れに係る「受入れ基本要領」を作成し、円滑な業務遂行を図るため、要配慮者の受入れ体制構築に向けた調査及び搬送計画の検討を行うもの。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年11月30日（月）まで

4. 予算規模

4,961,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- （1）業務全体を統括するための責任者の配置
- （2）業務執行に必要な人員の確保

6. 業務内容

（1）搬送手段の情報収集

受託者は、アンケートやヒアリング調査等を実施し、要配慮者分類毎に円滑な受入を行うための行程や車両設備、人員等に関する情報の収集を行う。

なお、起点は空港や駅等を基準とし、終点は搬送先（医療機関等）とする。

（調査内容）

想定される要配慮者を受け入れるために必要となる以下について調査

- ・車両確保（福祉タクシー、介護タクシー、救急車等）
- ・設備情報（各空港・駅・病院等、拠点の施設設備情報）
- ・人員（医療従事者の輸送に伴う同行、医療機関での受入）等

避難元から避難先への搬送手段及び避難先での搬送経路は下記を想定する。

① 主に単独歩行・車いすなど介助による移動が可能な方等

沖縄県からの島外避難手段：一般航空機

搬送経路：福岡空港～北九州市（搬送先）、福岡空港～福岡市（搬送先）

② 主に寝たきり等の一般航空機で搬送できない方等

沖縄県からの島外避難手段：船舶

搬送経路：鹿児島港～北九州市（搬送先）、鹿児島港～福岡市（搬送先）

(2) 避難住民（要配慮者）の搬送計画案の作成

受託者は、上記（1）の情報収集を基に、福岡空港、鹿児島空港及び鹿児島港から避難先市町村の搬送先までの最適な搬送計画を検討し、一表にまとめる。

なお、受託者は、県から提供される要配慮者の区分、症例、世帯状況、障害等級、ADL、疾病情報、要介護認定等の必要な情報を踏まえた上で、同搬送計画を検討するものとする。

※提供される情報は、検討用に作成した疑似個人情報である。

7. 打ち合わせ

本件に係る打ち合わせは、月1回程度を予定する。なお、1回あたりは1時間程度とする。

8. 成果

受託者は、下記に示す成果品を納品形状に整え提出するものとする。

納品形状は、各項目毎A4カラー印刷、ファイル綴じとし、すべての資料を電子記憶媒体（DVD等）に一括保存し、提出するものとする。

9. 知的財産権、使用权等

- (1) 納品された成果物に係る一切の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

10. 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、事前に県の承諾を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11. 契約の解除

県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。

- (1) 法令または契約に違反した場合
- (2) 虚偽の報告をした場合
- (3) 県の指示に従わなかった場合

- (4) 受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

12. 支払方法

- (1) 成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- (2) 県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払い処理を行う。

13. その他

- (1) 本業務にあたっては、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。また個人情報の取り扱いについては、契約書別記保有個人情報取扱特記事項に従わなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議する。
- (3) 本業務を実施するための経費は受託者の負担とする。
- (4) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、受託者は県に解約までに要した経費その他の費用について請求することができない。
また、契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置を採ることがあり得る。
- (5) 契約後、やむを得ない事由により中止することとなった場合には、双方協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。その場合、受託者は県に当該仕様書に基づき実施した作業等に要した経費のみを請求することができる。
- (6) 受託者が本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

14. 担当部署

福岡県総務部防災危機管理局危機管理課危機管理係

TEL : 092-643-3123

メール : kokuminhogo@pref.fukuoka.lg.jp

以上